

令和七年五月度 御報恩御講拝読御書

椎地四郎殿御書

弘安四年四月二十八日

六十歳

法華經ほけきようの法門ほうもんを一文一句いちもんいつくなりとも人ひとにかたらんは過去かこの宿縁しゆくえんふ
かしとおぼしめすべし。經きように云いはく「亦また正法しょうぼうを聞きかず是かくの如ごと
き人ひとは度どし難がたし」云云。此この文もんの意こころは正法しょうぼうとは法華經ほけきようなり。此この經きよう
をきかざる人ひとは度どしがたしと云いふ文もんなり。法師品ほっしほんには「若是善男にやくぜぜんなん
子善女人しぜんによにんない乃至則如来使しそくにょらいし」と説とかせ給たまひて、僧そうも俗ぞくも尼あまも女おんなも一句いっく
をも人ひとにかたらん人ひとは如来にょらいの使つかひと見みえたり。

令和七年五月度 御報恩御講 『**椎地四郎殿御書**』 (御書一五五^六七行目～一〇行目)

【通釈】

法華經の法門を一文一句でも人に語ることは、過去の宿縁が深いと思うべきである。法華經方便品には「正法を聞かない、このような人は濟度し難い」と説かれている。この經文の意味は、正法とは法華經であり、この法華經を聞かない人は救うことが難しいという文である。法師品には「若是善男子善女人乃至則如来使」と説かれて、僧も俗も、尼も女性も、法華經の一句でも人に語る人は如来の使いであると示されている。

【主な語句の解説】

宿縁：過去世（宿世）に結んだ因縁のこと。

亦正法をく度し難し：法華經方便品第二（法華經一一二）の文。

若是く則如来使：法華經法師品第十の文。「若し是の善男子、善女人、我が滅度の後、能く竊（ひそか）に一人の爲にも、法華經の、乃至一句を説かん。当に知るべし、是の人は則ち如来の使なり」（法華經三二二）とある。

善男子・善女人：仏法に帰依した男性・女性のこと。

【背景と大意】

本抄は、弘安四（二二八一）年四月二十八日、日蓮大聖人御年六十歳の時、身延から椎地四郎に与えられたお手紙で、「如渡得船御書」との別名があります。

椎地四郎について詳しくは分かっていませんが、本抄末の「四条金吾殿に見参候はゞ能く能く語り給ひ候へ」（御書一五五六）との一文や、同年十月の『富城入道殿御返事』に「しいぢの四郎」（同一五七三）との名が見えることから、四条金吾や富木常忍らと親交があったと考えられます。さらに、第二祖日興上人の『宗祖御遷化記録』（同一八六六）によれば、大聖人御葬送の際、葬列の一人に加えられており、信心篤き檀越であったことが窺えます。

本抄では、末法には法華經の行者が必ず出現すること、また法華經の行者は大難到来を悦びとすることを述べられ、次いで本日拝読の箇所、妙法を一文一句でも人に語り伝える人、すなわち折伏を行ずる人は仏の使いであると教示されます。

さらに法華經藥王菩薩本事品第二十三の「如渡得船」（法華經五三五）の文を引かれ、生死の大海を渡る妙法蓮華經の船に乗るべき者は日蓮の弟子檀那であると示され、椎地四郎へ一層の信心を促されています。